

第2章

計画の基本的な考え方



## 1 計画の位置付け・性格

### (1) 計画の位置付け

本計画は、以下のように位置付けます。

- ①「武蔵村山市第四次長期総合計画」の個別計画として位置付けるとともに、関連する他分野の個別計画との整合性を図ります。
- ②「男女共同参画社会基本法\*」第14条第3項に規定する当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）にあたります。
- ③「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法\*」という。）」の第2条の3第3項に規定する当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」という。）を包含します。
- ④「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項に規定する当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「市町村推進計画」という。）を包含します。

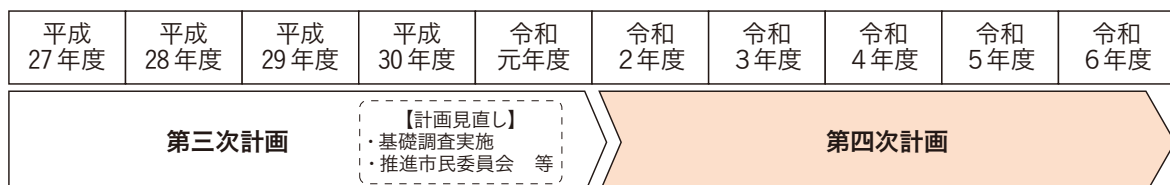
### (2) 性格

本計画は、以下のような特徴を有します。

- ①本市において男女共同参画を推進するための施策を総合的・体系的にまとめており、市民や市内事業者、関係機関等との連携を図り、市全体で取り組むための計画です。
- ②公募委員、市内事業者、公共的団体の関係者、学識経験者等で構成された武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会からの「〔武蔵村山市第四次男女共同参画計画〕の策定に向けた提言」や会議での議論を尊重して策定しています。
- ③市民意識調査や事業所アンケート調査（ともに平成30年度実施）から把握した現状や課題、パブリックコメント（令和元年度実施）による意見を踏まえ策定しました。
- ④計画の実効性を高めるために、各事業において、可能な限り、活動指標と成果指標を設定し、それらの達成状況を毎年度把握し、必要に応じて、改善を図り、事業を継続して実施します。

## 2 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。



### 3 基本理念

## 誰もが自分らしく イキイキと暮らせるまち むさしむらやま

本市の男女共同参画計画の基本理念を第一次計画からふりかえると、以下のようになります。

第一次計画：男女共同参画社会の実現をめざして

第二次計画：誰もが自分らしくイキイキと暮らせる社会をつくります

第三次計画：誰もが自分らしくイキイキと暮らせる社会をつくりましょう

第四次計画では、第二次計画、第三次計画の流れを踏襲しつつ、「社会」という漠然とした大きな枠組みではなく、武蔵村山市という「まち」が目指す男女共同参画社会の具体像であることを表現する基本理念とします。

「誰もが自分らしく」は、その前提として、性別、年齢、職業、働き方、障がいの有無、家族形態、国籍、性自認・性的指向等、様々な違い（多様性）が尊重されていることを表現しています。

「イキイキと暮らせるまち」は、誰もが、仕事・地域・家庭生活の調和が図られ、働く場面で活躍したいという希望を持ち、個性と能力を十分に発揮でき、尊厳を保たれるまちを表現しています。

「むさしむらやま」は、この基本理念の実現のため、本市が、男女共同参画に関連する様々な施策を率先して取り組む決意を表現しています。

### 4 サブタイトル

第二次計画から、本市の男女共同参画計画のサブタイトルとして「男女 YOU・I プラン」がつけられています。また、男女共同参画情報誌は「YOU・I」、男女共同参画センターの愛称は「ゆーあい」であり、本市の男女共同参画計画のサブタイトルに「YOU・I（ゆーあい）」を掲げることで、「YOU・I（ゆーあい）」＝男女共同参画、というイメージづくりに寄与していると考えられます。

一方、このサブタイトルがつけられてから約10年が過ぎ、より多様性が重要視されている現在、「男女」という言葉をつけることで、本計画が限定的な印象を持たれてしまうおそれがあります。

こうした状況を踏まえ、本計画のサブタイトルを「ゆーあいプラン」とします。

## 5 基本目標

本計画の基本理念として掲げた「誰もが自分らしく イキイキと暮らせるまち むさしむらやま」を実現するために、以下の4つの基本目標を掲げます。

### (1) 基本目標1 女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

平成28年に女性活躍推進法が完全施行され、働く意思を持つ女性が、個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍できるまちづくりが求められています。同時に、女性の活躍推進を後押しするためには、従来型の男性の働き方や暮らし方の見直しが不可欠であり、男性中心型労働慣行を変革し、性別に捉われず誰もが仕事・家庭・地域に参画できる、仕事と生活の調和の取れたまちづくりが求められています。

こうした点を踏まえて、基本目標1に「女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進」を掲げます。

### (2) 基本目標2 あらゆるハラスメントの根絶

嫌がらせやいじめを意味するハラスメントが社会の様々な場面において顕在化しており、セクハラ、パワー・ハラスメント\*（パワハラ）、マタハラ等の防止に向けた対応が求められています。また、DV防止法では、「暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」と捉え、「人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要」と示されています。

こうした点を踏まえて、基本目標2に「あらゆるハラスメントの根絶」を掲げます。

### (3) 基本目標3 誰もが平等を実感できるまちづくり

男女平等・男女共同参画社会の形成をさらに推進するためには、家庭生活の場や職場、学校教育の場のほか、政治、法律、しきたり等を含めた社会全体において、男女の地位が平等であることを実感できるまちづくりが重要です。また、性別、年齢、職業、働き方、障がいの有無、家族形態、国籍、性自認・性的指向等の違いにかかわらず、あらゆる人が人権尊重を基盤とした平等を実感できることが重要です。

こうした点を踏まえて、基本目標3に「誰もが平等を実感できるまちづくり」を掲げます。

### (4) 基本目標4 すべての分野での男女共同参画の推進

男女平等・男女共同参画社会の形成の取組は、家庭や職場、学校にとどまらず、自治会、老人クラブ、PTA、子ども会等、様々な地域コミュニティにおいても浸透させていくことが重要です。また、平常時にとどまらず、災害発生後の緊急時においても、家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に過度に集中することを抑制し、防災・復興に係る意思決定の場での女性参画を推進することが重要です。

こうした点を踏まえて、基本目標4に「すべての分野での男女共同参画の推進」を掲げます。

## 6 計画の体系

### 基本理念

誰もが自分らしく  
イキイキと暮らせるまち  
むさしむらやま

### 基本目標

#### 女性活躍推進計画

##### 基本目標1

女性活躍と  
ワーク・ライフ・バランスの推進

#### DV防止基本計画

##### 基本目標2

あらゆるハラスメントの根絶

##### 基本目標3

誰もが平等を実感できるまちづくり

##### 基本目標4

すべての分野での男女共同参画の推進

## 主要課題

## 施策

## ① 女性活躍の推進

- ①女性の活躍の場を広げるための支援
- ②女性の活躍の場づくり
- ③意思決定過程への女性参画の推進
- ④男性の意識改革の推進

## ② 仕事と家事・育児・介護の両立の推進

- ①ワーク・ライフ・バランス推進への意識の醸成
- ②ワーク・ライフ・バランスを進める市民の支援

## ③ 働く場での男女共同参画の推進

- ①市役所での男女平等意識の醸成
- ②働く場での男女平等意識の醸成
- ③男女共同参画に取り組む事業者の支援

## ① 各種ハラスメントの防止と被害者支援

- ①各種ハラスメントの未然防止のための意識の醸成
- ②早期発見と各種ハラスメント被害者への支援

## ② 配偶者等からの暴力防止と被害者支援

- ①人権尊重と暴力の未然防止のための意識の醸成
- ②早期発見と暴力被害者への支援
- ③関係機関との連携体制の強化

## ① 男女平等の意識づくりと固定的な性別役割分担意識の解消

- ①生活の場での男女平等意識の醸成
- ②学校での男女平等意識の醸成

## ② 性の多様性の尊重

- 性の多様性に関する意識の醸成

## ③ ライフステージに対応した健康支援

- ①健康づくりのための意識の醸成
- ②健康づくりのための支援

## ④ 多文化共生の推進

- 国際交流・理解の推進

## ① 地域社会での男女共同参画の推進

- ①地域での男女平等意識の醸成
- ②地域住民の交流促進

## ② 防災分野での男女共同参画の推進

- ①防災分野での女性参画推進
- ②男女共同参画の視点を踏まえた防災対策

## 7 重点事業の設定

本計画で掲げる事業の中で、特に重点的に取り組むべき事業を重点事業として位置付けます。重点事業は、前述した4つの基本目標の中で複数事業を設定し、数値目標を掲げ進捗管理を行います。

表2-1 重点事業の一覧

基本目標	主要課題	No.	事業名	事業担当課	ページ
1	1	1	復職・再就職等を支援する講座の開催	協働推進課	P22
		2	女性リーダー育成	協働推進課	
		5	各種審議会等への女性の参画促進	全課	P23
	2	12	家庭内での男女平等意識の推進	協働推進課	P27
	3	16	育児・介護休業取得に向けての環境づくり	職員課	P31
		19	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定	協働推進課	P32
2	1	21	庁内等におけるあらゆるハラスメント対策	職員課 教育指導課	P34
	2	27	あらゆる暴力の根絶に向けた広報・啓発の推進	協働推進課 秘書広報課	P38
3	1	39	男女平等に関する各種情報の提供	協働推進課	P43
		41	学習機会の提供の充実	協働推進課 文化振興課	
	2	46	性の多様性に関する理解の促進	協働推進課	P46
	3	49	心とからだの健康づくりの推進	健康推進課 スポーツ振興課	P48
4	1	57	地域における男女平等の啓発	協働推進課	P52
		58	男女共同参画の推進を担う地域活動団体との連携	協働推進課	